

# インボイス制度・賃上げ促進税制対応セミナー

令和5年10月からインボイス制度（消費税の仕入税額控除の方法）が開始され、本年1月からは電子帳簿保存法の適用が始まるなど、中小企業を巡る税制は大きく変化しています。また、令和6年度税制改正では所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化などが行われます。

そこで、インボイス制度や電子帳簿保存法への円滑な対応や、賃上げ促進税制の活用のポイントや留意点などについてわかりやすく解説するセミナーを開催します。

皆様の御参加をお待ちしています。

参加費  
**無料**

## インボイス制度や賃上げ促進税制等の 令和6年度税制改正について

令和6年

**10.8(火)**

14:00~16:00

会場

川崎市役所 本庁舎2階  
204会議室  
(川崎市川崎区宮本町1)

定員

**50名**

(※先着順、予約必須)



税理士・中小企業診断士  
**加藤 幸子**

税理士・中小企業診断士として、創業前から起業後まで、個人事業主・企業様を幅広くサポートしています。

創業間もない企業様の身近な相談者として、何でもお気軽にご相談ください。長期的なお付き合いを通じて、信頼され頼りになる存在を目指しています。

問合せ先

川崎市 経済労働局経営支援部経営支援課 経営革新担当

Tel: 044-200-2324

Fax: 044-200-3920

E-mail: 28keiei@city.kawasaki.jp

主催: 川崎市

共催: 川崎市産業振興財団

## 講演内容

### 1 インボイス

－導入されたその後

- ・ 免税業者から課税業者になった人
- ・ インボイス＝適格請求書の確認  
… 仕入税額控除のために

### 2 電帳法

－改正のその後

- ・ 電子保存の状況



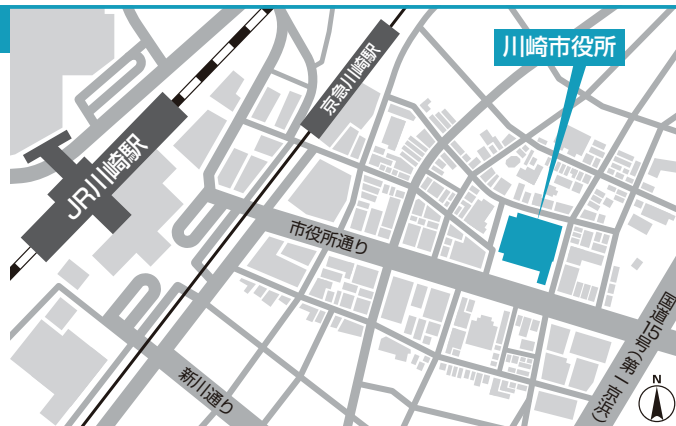
### 3 令和6(2024)年度改正

- ・ 定額減税について
- ・ SO改正について
- ・ 住宅ローン控除拡充について
- ・ 法人版事業承継税制について
- ・ 賃上げ促進税制強化について
- ・ 交際費・飲食費の見直し など

## 会場アクセス

**会場** 川崎市役所 本庁舎2階 204会議室  
(川崎市川崎区宮本町1)

- JR川崎駅から徒歩7分
- 京急川崎駅から徒歩5分



## 申込方法

この申込用紙に必要事項をご記入のうえFAX又はメールにてご連絡いただくか、次のホームページからお申込みください。

**Web** <https://ws.formzu.net/fgen/S45956836/>



**Mail** [kawasaki-invoice@jimu-kyoku.com](mailto:kawasaki-invoice@jimu-kyoku.com)



**Fax** 044-330-9540

**申し込み期限** 10月4日(金) 17時00分(先着順:予約必須)

## 申込書 Fax 044-330-9540

企業名(屋号)		業種	
参加者名		役職	
住所(所在地)			
電話番号			
メールアドレス			
セミナーをどこで 知りましたか	<input type="checkbox"/> ホームページ	<input type="checkbox"/> 金融機関の紹介( )	
	<input type="checkbox"/> メールマガジン	<input type="checkbox"/> 広報誌( )	
	<input type="checkbox"/> チラシ	<input type="checkbox"/> 関係機関の紹介( )	
		<input type="checkbox"/> その他( )	

## お問い合わせ先

主催 川崎市 経済労働局経営支援部 経営支援課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎9階  
Tel: 044-200-2324 Fax: 044-200-3920 E-mail: 28keiei@city.kawasaki.jp

### 【お申込情報について】

申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、事務局において適切な方法で管理し、法令の定める場合などを除き、ご登録いただいた方の許可無く第三者へ開示・提供することはありません。また本事業に関係する情報媒体の提供、アンケートのご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に二次利用することがあります。情報の二次利用に同意いただけない方は、右のチェックボックスにチェックを入れてください。→